

昭和二十八年人事院規則九一七

人事院規則九一七（俸給等の支給）

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基き、人事院規則九一七（俸給等の支給）を次のように改正する。
人事院規則九一七（昭和二十八年一月一日適用）

（総則）

第一条 俸給等の支払は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第二条 何人も、法律又は規則によつて特に認められた場合を除き、職員の給与からその職員が支払うべき金額を差し引き又は差し引かせてはならない。

2 職員の給与は、法律又は規則によつて特に認められた場合を除き、直接その職員に支払わなければならない。

第一条の三 各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、職員から申出があつた場合において、人事院の定める基準に該当するときは、その者に対する給与の全部をその者の預金又は貯金への振込み（以下「振込み」という。）の方法によつて支払うことができる。

2 前項の申出は、書面を各庁の長に提出して行うものとする。申出を変更する場合についても、同様とする。

3 前項の書面には、振込みを受ける預金又は貯金の口座その他振込みの実施に必要な事項（申出を変更する場合にあつては、変更しようとする事項）を記載しなければならない。

（俸給の支給）

第一条の四 給与法第九条本文の規定により俸給を支給する場合の俸給の支給定日は、別表上欄に掲げる職員の属する組織の区分に応じて同表下欄に定める日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

一 別表下欄に定める日が日曜日に当たるとき 同欄に定める日の前々日（その日が十四日となるときは、十七日（十七日が休日に当たるときは、十八日））

二 別表下欄に定める日が土曜日に当たるとき 同欄に定める日の前日

三 別表下欄に定める日が休日に当たるとき 同欄に定める日の翌日（その日が十九日となるときは、十五日）

第一条の五 各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、人事院の承認を得て、職員の俸給の月額半額ずつを月二回に支給することができる。

一 官署が所在し、又は職員が居住する地域が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受けた場合

二 所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合

2 前項の規定により俸給を支給する場合における俸給の支給定日その他必要な事項は、指令で定める。

第一条の六 各庁の長は、前条の規定にかかわらず、震度六強以上の地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内に官署が所在し、又は職員が居住する場合には、その適用の日の属する月からその翌々月までの間、当該区域内に所在する官署に勤務し、又は居住する職員の俸給の月額半額ずつを月二回に支給することができる。

2 第一条の四の規定は、前項の規定により俸給を支給する場合について準用する。この場合において、同条中「同表下欄に定める日」とあるのは「同表下欄に定める日（各庁の長が必要と認めるときは、その日前七日以内において、日曜日、土曜日及び休日を除き、各庁の長が定める日）」と、同条第一号中「十四日となるときは、十七日（十七日が休日に当たるときは、十八日）」となるのは「休日に当たるときは、同欄に定める日から三日前の日」と、同条第二号中「前日」とあるのは「前日（その日が休日に当たるときは、同欄に定める日の前々日）」と、同条第三号中「十九日となるときは、十五日」とあるのは「土曜日に当たるときは、同欄に定める日の前日」と、別表中「十六日」とあるのは「八日及び二十三日」と、「十七日」とあるのは「九日及び二十四日」と、「十八日」とあるのは「十日及び二十五日」と読み替えるものとする。

3 各庁の長は、第一項の規定により俸給を支給した場合には、速やかに、その状況を人事院に報告するものとする。

第二条 月若しくは給与法第九条ただし書に規定する各期間（以下「給与期間」という。）中俸給の支給定日後において新たに職員となつた者及び給与期間中俸給の支給定日前において離職し又は死亡した職員には、その際俸給を支給する。

第三条 職員がその所属する俸給の支給義務者を異にして移動した場合においては、発令の前日までの分の俸給は、その給与期間の現日数から勤務時間法第六条第一項に規定する週休日並びに同条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）によりその者が従前所属していた俸給の支給義務者において支給し、発令の当日以降の分の俸給は、その者のその月に受ける俸給額からその者が従前所属していた俸給の支給義務者において既に支給された額を差し引いた額を、その者が新たに所属することになった俸給の支給義務者において支給する。

2 前項の場合において、その者が従前所属していた俸給の支給義務者は、その移動が給与期間中俸給の支給定日後であるときは、その際俸給を支給し、その者が新たに所属することとなった俸給の支給義務者は、その移動が給与期間中俸給の支給定日後であるときは、その際俸給を支給する。

第四条 職員が、職員又はその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために俸給を請求した場合には、給与期間中俸給の支給定日前であっても、請求の日までの俸給を日割計算によりその際支給する。

第五条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の俸給は、日割計算により支給する。

一 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

二 法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合

三 派遣法第二条第一項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合

四 育児休業法第三条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

五 交流派遣（官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣をいう。以下同じ。）をされ、又は交流派遣後職務に復帰した場合

六 法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、又は当該派遣後職務に復帰した場合

1 (施行期日)
この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の人事院規則九―七第一条の第三一項の規定に基づき給与の全部又は一部を振込みの方法により支払われている職員及び同項の申出を行つてゐる職員については、改正後の人事院規則九―七第一条の第三一項の申出があつたものとみなす。

附 則 (平成二年二月二五日人事院規則九―八九) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月三一日人事院規則九―七―四)

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年二月二六日人事院規則九―七―五)

この規則は、平成三年一月一日から施行する。

附 則 (平成三年二月二四日人事院規則九―九三) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成四年一月一日から施行する。

附 則 (平成四年一月二七日人事院規則一―一八) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年七月二七日人事院規則一―一九)

この規則は、平成六年九月一日から施行する。

附 則 (平成九年一月三一日人事院規則一―二二)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年二月一〇日人事院規則九―一〇五) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、本則の規定及び改正後の規則九―七の規定は、平成九年四月一日から適用する。

附 則 (平成一〇年六月二二日人事院規則九―七―六)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年二月一五日人事院規則九―七―七)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二二日人事院規則一―二七)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年七月一四日人事院規則一―三〇)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年二月二七日人事院規則一―三二) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年七月二五日人事院規則九―七―八)

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一月一四日人事院規則一―三七) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年四月九日人事院規則九―七―九)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月一一日人事院規則一―四〇) 抄

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年十二月二六日人事院規則九―二四―一〇) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
附 則（平成一六年四月一日人事院規則九一七一〇）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成一六年一〇月二八日人事院規則九一七一二）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成一八年二月一日人事院規則一一四三） 抄
（施行期日）
- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則（平成一八年二月一日人事院規則九一七一二）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成一八年三月三十一日人事院規則九一七一三）
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則（平成一八年二月一五日人事院規則一一四六） 抄
（施行期日）
- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則（平成一九年一月九日人事院規則一一四七） 抄
（施行期日）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成一九年三月三〇日人事院規則九一三〇一五九） 抄
（施行期日）
- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則（平成一九年七月二〇日人事院規則一一四九）
この規則は、平成十九年八月一日から施行する。
附 則（平成一九年七月二〇日人事院規則九一三〇一六二） 抄
（施行期日）
- 1 この規則は、平成十九年八月一日から施行する。
附 則（平成一九年八月三十一日人事院規則九一七一四）
この規則は、平成十九年九月一日から施行する。
附 則（平成二〇年二月一日人事院規則一一五一）
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
附 則（平成二〇年八月一日人事院規則九一七一五） 抄
（施行期日）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成二二年二月二日人事院規則九一一二三） 抄
（施行期日）
- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
附 則（平成二二年九月一日人事院規則一一五五）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成二二年一月二日人事院規則九一七一六） 抄
（施行期日）
- 1 この規則は、平成二十二年二月一日から施行する。
附 則（平成二二年二月一日人事院規則九一七七一一） 抄
（施行期日）
- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則（平成二二年一月三〇日人事院規則九一七七一二）
この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。
附 則（平成二四年九月一九日人事院規則一一五八） 抄

人事院	会計検査院	職員 の属する組織の区分	別表（第一条の四関係） （雑則） 第四条 前二条に定めるもののほか、令和五年改正法及びこの規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。	支給 定日 十六日	1 （施行期日） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成二五年二月二七日人事院規則九一七一八） この規則は、平成二六年一月一日から施行する。 附 則（平成二六年二月一三日人事院規則一一六〇） この規則は、平成二六年二月二十一日から施行する。 附 則（平成二六年五月二九日人事院規則一一六二）抄 （施行期日）
					第一条 この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第二十二号）の施行の日から施行する。 附 則（平成二七年六月二四日人事院規則一一六六） この規則は、平成二七年六月二十五日から施行する。 附 則（平成二七年二月二八日人事院規則九一七一九） この規則は、平成二八年一月一日から施行する。 附 則（平成二九年五月一九日人事院規則一一七〇）抄 （施行期日）
					1 この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成三〇年二月一日人事院規則一一七一）抄 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。 附 則（令和元年五月二三日人事院規則一一七三） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和二年一月七日人事院規則九一七一二〇） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和二年六月二二日人事院規則一一七五）抄 （施行期日）
					1 この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和二年二月二八日人事院規則一一七六）抄 （施行期日）
					1 この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和三年九月一日人事院規則一一七七） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和四年六月二四日人事院規則一一八二） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和四年七月一日人事院規則九一七一二一） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和五年三月三一日人事院規則九一七一二二） この規則は、令和五年四月一日から施行する。 附 則（令和六年三月二九日人事院規則一一八二）抄 （施行期日）
					第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は公布の日から、第五条の規定並びに第十一条中規則一五―一四の目次の改正規定、同規則中第一条の二を第一条の三とし、第一条の次に一条を加える改正規定及び同規則第十三条第一項第三号の改正規定は令和六年四月一日から施行する。 （雑則）

内閣（内閣府及びデジタル庁を除く。）	
内閣府本府	
宮内庁	
公正取引委員会	
国家公安委員会	
個人情報保護委員会	
カジノ管理委員会	
金融庁	
消費者庁	
子ども家庭庁	
デジタル庁	
総務省（公害等調整委員会を除く。）	
公害等調整委員会	
法務省	
外務省	
財務省	
文部科学省	十七日
厚生労働省	十六日
農林水産省	
経済産業省（特許庁及び中小企業庁を除く。）	十八日
特許庁	十七日
中小企業庁	
国土交通省	十六日
環境省（原子力規制委員会を除く。）	
原子力規制委員会	十八日
防衛省	